

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の予定の公表

令和5年度学校給食調理業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第31条の3 第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年5月1日

室戸市長 植田 壯一郎



記

(1) 物品又は役務の名称及び数量	令和5年度 学校給食調理業務  別添仕様書参照
(2) 契約者の決定方法及び選定基準	見積金額が予定価格を下回ったとき。 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは、シルバー人材センターであること。
(3) 見積書の提出場所及び提出期限	室戸市教育委員会事務局 学校教育課 令和5年5月12日 午前9時
(4) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市教育委員会事務局 学校教育課 室戸市浮津25番地1